

## 計算力学技術者資格認定事業 業務継続証明書に代わるポイント申請による更新について

ポイント申請により更新を行う場合、下記ポイント分類に沿った提出書類と取得一覧表（形式任意）を提出して下さい。

資格更新に必要な5年間の積算ポイントは、**2級資格で60ポイント**、**1級・上級資格で80ポイント**です。積算可能な期間は、更新書類提出期限から5年遡る期間となります。

表 ポイント分類				
項目	活動・学習・教育方法	取得ポイント	備考	提出資料
1-1	講演会・講習会，イブニングセミナー，特別講演会への参加	1講演会・講習会あたり10ポイント	※1	参加証明書
1-2	講演会での講演	1講演あたり5ポイント追加	※1	講演がわかる資料（会告・タイムテーブルなど）
1-3	講演会での講演（日本語以外）	1講演あたり10ポイント追加	※1	
1-4	講習会，イブニングセミナー，特別講演会での講師就任	1講習あたり10ポイント追加	※1	
1-5	論文集掲載（単名または筆頭著者）	1件あたり20ポイント	(5年間で) 最大80ポイント 講演論文集は除く	・合格時または最新の更新から5年以内の掲載が対象 ・掲載時の内容がわかる書類
	論文集掲載（筆頭以外の連名著者）	1件あたり10ポイント		
	会誌記事掲載	1件あたり20ポイント		
	日本語以外での論文掲載（単名または筆頭著者）	1件あたり10ポイント加算		
	日本語以外での論文掲載（筆頭以外の連名著者）	1件あたり5ポイント加算		
1-6	日本機械学会内の各賞受賞	1件あたり10ポイント	※1	受賞がわかる書類（学会HPのコピーなど）
2-1	講演会の企画・運営	主査／委員長／副委員長／幹事：20ポイント 委員：5ポイント	※1	・本人が運営にかかわっていることが証明できる書類（名簿など） ・（企画の場合）企画内容がわかる書類も必須
2-2	講習会，イブニングセミナー，特別講演会の企画・運営	主査／委員長／副委員長／幹事／委員：5ポイント	※1	
2-3	分科会活動の企画・運営	主査／委員長／幹事：20ポイント 委員：5ポイント	※1	

2-4	学会各種（支部・部門）委員会／部会／WGの運営	主査／委員長／幹事／役職者：20ポイント 委員：5ポイント	※1	
3-1	一般市民への技術講演・指導	10ポイント		本人が関わった内容が確認できる資料
3-2	小学校，中学校，高等学校などでの技術講演・指導	10ポイント		

※1 日本機械学会が主催・共催・発行のものに加え、本事業に協賛いただいている団体が主催・発行のものも可とします。